

特定非営利活動法人鎌倉広町の森市民の会

2025 年度 総会

議 案 書

日時：2025 年 5 月 25 日（日）14 時から
場所：腰越行政センター 1 階 多目的室

- | | |
|---------|-----------------|
| 第 1 号議案 | 2024 年度事業報告 |
| 第 2 号議案 | 2024 年度決算 |
| 第 3 号議案 | 2025 年度事業計画 |
| 第 4 号議案 | 2025 年度予算 |
| 第 5 号議案 | 定款変更（役員任期、会員種別） |
| 第 6 号議案 | 会費細則 |

総会 第1号議案

特定非営利活動法人 鎌倉広町の森市民の会

2024年度(R6)事業報告書 (第23期：2024.4.1～2025.3.31)**§ 1 2024年度活動の総括****1. 単独運営となり良かったこと****(事務局体制の強化、予算)**

単独運営となり市民の会スタッフは総勢15名（事務スタッフ12名、緑地管理スタッフ3名）となりました。共同運営時と比べ事務スタッフを5名増員することができました。

予算面では、2023年度の指定管理料収入14,309千円から、2024年度は28,684千円に倍増しました。

これらスタッフ数増加と予算倍増により、これまで着手出来ていなかった多様な新たな活動を実施することが出来ました。

(活動) 学習室、環境学習、広報

学習室をビジターセンターとして市民に開放し、ゆっくりくつろいで頂ける様になりました。近隣小中学校との環境学習の取り組みでは延べ2,400名以上の子どもたちに広町緑地の体験を提供できました。

広報面では、「ひろまちだより」をビジュアルにリニューアルしました。収穫祭では「広町緑地の保全の歴史やボランティアの活躍」をパネルで展示することができました。湘南モノレール55周年イベントに参加し、日頃のお客様とは異なる方々に広町の魅力をPRする新しい取り組みができました。

(緑地管理・施設管理)

緑地管理の面では、鎌倉市公園協会に担って頂いていた園路管理業務については、若いスタッフの活躍をはじめ事務スタッフのパトロール時の業務量増加で、きめ細やかな園路管理をすることができました。

倒木等への対応は、従来通り問題なく対応できました。

緑地管理の運営について相談し合う「環境保全委員会」では、多様な課題について意見交換を重ね、緑地管理全体の視点から必要な判断を行う場として機能しました。この委員会で検討して来た「小エリアの環境プラン検討」の成果として、「御所谷の試験区域における活動指針と年間作業確認表」を取りまとめ、運用を開始できたことは大きな成果です。

園路環境の改善として、「土系舗装の欠損部分の修繕」に取り組みました。全長約100mの区間に渡り欠損部分の補修を行い、車いすで安心してトンボ池まで行けるようになりました。大きな成果であったと言えます。

(組織運営)

運営面では、毎月スタッフ会を開催し、スタッフ間の連絡調整、研修などを行い事務局体制の強化をすることが出来ました。業務用 SNS (LINE WORKS) の活用、新たなシステム (キントーン) の運用など業務の DX 化も推進することが出来ました。

2. 反省点・課題

(組織運営)

新スタッフが増え、新しい活動が増え、業務量は各段に増えました。これを、フルタイムでない事務局スタッフ体制で推進していくには、多様な困難がありました。この対策として、2025年度に向けては、業務区分の明確化、業務区分に対するリーダー制の採用、リーダーを支援する「担当理事制」を行うなど改善を試行中です。

経理部門の効率化や予算管理、工数管理も今後の課題です。

(経営基盤の安定化)

指定管理の選考委員会の総評の最初にある「団体の経営基盤を安定させること」について、運営面、財務面の一層の充実が必要な状態です。

運営面では、ボランティアや会員の増強には更に努力が必要な状態です。

財務面では、大々的な寄付の呼びかけを予定しましたが、十分には取り組めていません。募集活動は次年度の課題としました。

§ 2 事業区分毎の実績報告

1. 都市林づくりの活動を通じて、自然環境を保全する取り組みを行い、生物多様性の重要性を広く啓発する事業

(1) 里山復元事業

内容：田んぼの会、畑の会、森の会、散策路の会及び自然観察の会の里山復元事業
実績（活動日数等及び人員）：

田んぼの会	59日	延べ1470人
畑の会	172日	延べ966人
森の会	22日	延べ153人
散策路の会	20日	延べ94人
自然観察の会	213回	延べ655人

（同会は複数の班に分かれて活動しており活動は回で数える）

場所：鎌倉広町緑地全域

(2) 自然環境モニタリング事業

内容：ホタル、カエル、ホトケドジョウ等の注目種を継続的に観察し、また、水環境のデータを定期的（年4回）に計測・記録する

実績：ホタル：5月から7月の3か月間の調査で約3000頭のホタルが確認された

カエル：1月から6月の調査で82個の卵塊が確認された

ホトケドジョウ：年4回定点観測し、延べ300匹が確認された

(3) 環境保全委員会の開催

広町緑地の維持活用に係る計画等の立案などを行う組織で、毎月1回開催され、昨年度は緑地内に設けた試験区域の活動指針等を作成しました。

従事者人員：延べ84名

(4) 新規自主事業

様々な新規自主事業を検討し、試行をした中で次の2つの事業に大きな進展が見られた。

① 小中学校体験活動

環境学習の一環としての近隣小中学校の体験活動では、児童・生徒に広町緑地の自然を知り、好きになることを通じて自分なりの自然に対する考え方を育んでもらうための様々な活動を展開しました。2024年度は、小中学校5校が延べ34回訪問頂き、延べ2,400名以上の児童・生徒が広町の自然を楽しみました。来年度は、さらに新たな試みを積み重ね、「環境学習プログラム」の作成につなげていきます。

② 「ビジターセンター」の有効活用

来園者に広町緑地の自然や歴史を広く知ってもらうため、管理棟のレイアウトを見直し、従来の学習室を広げ、「ビジターセンター」として開放し、来園者の広町での学びの成果物など、様々な展示をし、関連する書籍を整備した。また、管理棟の廊下も活用し、鳥や蝶などの写真展を4回、ボタニカルアートの絵画展を1回開催した。

(5) 地域住民等との連携事業

従来、広町の多様なステークホルダーを一堂に集めて行っていた緑地懇話会を、その利用形態などからセグメント別に行うこととし、その連携にかかる意見交換をきめ細かく行うことができました。

① 町会・自治会等地域の団体

日時：11月22日

参加者：近隣の自治会等5団体

② 公園利用者団体

日時：11月8日

参加者：広町の利用者団体3団体

③ 教育機関

日時：1月22日

参加者：近隣の教育機関8校から14名

2. 自然環境の重要性について、多くの人々、特に次世代を引き継ぐ青少年の環境教育を支援する事業

(1) 祭り

従来から行ってきた4つのお祭り（植樹祭、田植え祭、稲刈り祭、植樹祭）を開催しました。
実績：

5月18日 植樹祭（参加数31名）

6月8日 田植え祭（参加数305名）

10月12日 稲刈り祭（参加数175名）

11月16日 収穫祭（参加数629名）

場所：鎌倉広町緑地

従事者数：延べ179名

(2) 講座・教室

大豆、藍など広町の収穫物を利用した食べ物の料理など、広町の自然を体験できる講座等を開催しました。

実績：

- 4月28日 春の広町で野草クッキング（参加者 11名）
 - 5月18日 豆腐づくり教室（参加者 24名）
 - 5月26日 初夏の広町で野草クッキング①（参加者 17名）
 - 6月23日 初夏の広町で野草クッキング②（参加者 9名）
 - 7月27日 夏の広町で野草クッキング（参加者 9名）
 - 8月25日 藍染教室（参加者 27名）
 - 9月15日 広町の野草でクッキング（昆虫食ビギナーズ）（参加者 7名）
 - 10月19日 秋の広町で野草料理を楽しむ（参加者 13名）
 - 11月12日 コンニャク作り教室（参加者 25名）
 - 2月23日 そば打ち教室（参加者 28名）
 - 3月29日 桜染め教室（参加者 20名）
- 場所：鎌倉広町緑地管理事務所及び腰越学習センター
 従事者数：延べ 51名

(3) 広町緑地ガイド

市民の会会員がガイドとなり、四季折々の広町の自然を案内しました。

実績：

- 4月27日 春の植物観察会（参加者 27名）
- 5月5日 大桐・藤の鑑賞会（参加者 18名）
- 8月10日 夜の昆虫観察会（参加者 29名）
- 8月24日 夏のチョウ観察会（参加者 10名）
- 9月21日 秋の植物観察会（参加者 12名）
- 12月22日 広町さんぽ（紅葉散策）（参加者 12名）
- 2月22日 冬の野鳥観察会（参加者 19名）

場所：鎌倉広町緑地内

従事者数：延べ 27名

(4) 子ども向け体験教室

小学生以下の子どもを対象に広町緑地内でのワークショップや観察などでその自然に触れるプログラムを開催しました。

実績：

- 4月21日 広町ハイキング（参加者 28名うち子ども 10名）
- 4月27日 春の植物観察会（参加者 27名うち子ども 3名）
- 7月21日 水辺の生き物観察会（参加者 64名うち子ども 32名）
- 9月16日 かかしづくり（参加者 34名うち子ども 15名）

- 10月6日 どんぐり遊び（参加者 25 名うち子ども 9 名）
- 10月27日 さといも・さつまいもほり（参加者72名うち子ども32名）
- 12月8日 クリスマスリース作り（参加者 29 名うち子ども 13 名）
- 1月26日 麦踏み・落ち葉かき（参加者 47 名うち子ども 18 名）
- 3月23日 サトイモの植付け（参加者 27 名うち子ども 14 名）

場所：鎌倉広町緑地内

従事者数：延べ61名

3. 広町緑地にかかる広報事業

(1) 広報かまくら等を活用した情報発信

広報かまくらについては、令和6年度には16本の記事が掲載されました。

タウンニュース《鎌倉版》には、広町緑地に関連して、環境教育に関連するニュース他2本が掲載されました。

(2) 広報紙「ひろまちだより」の発行

夏・秋・冬・春と年4回発行し、それぞれ広町で見られるホタル、トンボ、鳥、蝶を特集し、読み物としても楽しめる編集となりました。

(3) ホームページ、SNS の活用

ホームページでは、ボランティア活動やイベントの紹介などを随時行い、その更新回数は年間55回を数えました。

また、広町の貴重な動植物を中心に紹介してきた X や Facebook に加え、新たにイベントや日々の出来事をタイムリーに伝えることのできるインスタグラムを8月に開始しました。インスタグラムのフォロワー数は2025年3月31日現在、275名を数え、投稿数は8月以来約150回以上を数えています。

(4) 新しいパンフレットの作成

広町緑地を紹介する「来て！見て！感じて！鎌倉広町緑地」及び5つの会とかまくら緑の探偵団の活動を紹介する「広町緑地ボランティア募集」の2種類のパンフレットを新たに作成し、管理棟に配架するとともに、外部のイベントでも配布しました。

(5) 外部のイベントへの参加

① きららフェスティバル腰越

会期：10月11日～13日

会場：腰越学習センター

② 開業 55 周年記念 湘南モノレール GO! GO! 春まつり

会期：3月8日

会場：湘南モノレール湘南江の島駅ビル

4. 指定管理業務運営体制の整備・強化

(1) 緑地管理

従来、市民の会直営業務として緑地管理を担当してきたチーム（木登り隊）の体制等を増強して対応した結果、外周部と園内を合わせて、年間で作業日数では延べ273日、作業人員では延べ432名で作業に当たりました。作業内容としては、樹木管理、危険木管理、パトロール及び緑地管理などが多いです。

(2) 要望対応

広町緑地に隣接する住宅地の住民からは年間60件を上回る、広町緑地に関連する様々な要望が寄せられる。要望で最も多いのが広町緑地から越境してきた木枝の処理で、これに草刈り、看板やフェンスなどの広町緑地の施設の修繕などが続いています。

(3) 自販機の設置

ダイドードリンコ製「LOVE the EARTH」ベンダーを12月4日から設置

(販売数量) 12月：96本 1月：205本 2月：120本

(売上等) 報告月ベースで集計(12月～2月で集計)

年間収入 15,702円 (売上59,500円の内 24%) 他 スクールコラボファンド2%

(4) 自己評価（モニタリング実績評価結果）

令和6年度は4月～7月、8月～11月及び12月～3月の3回に分けて自己評価を行い、セグメント別緑地懇話会や環境学習などの新たな取組みについて高い評価を得ました。

(5) アンケートについて

管理棟にアンケート用紙を置き、任意に記入をしていただいている。令和6年度は106人から回答があった。その概要は以下の通りです。

- ① 来園者の男女比 女性 49%、男性 40%、回答なし 11%
- ② 来園者の年代 10歳代 22%、70歳代 17%、10歳未満 15%、50歳代 14% など
- ③ 来園者の住まい 鎌倉市内 49%、鎌倉市外 51%
- ④ 来園のきっかけ 以前から知っていた 63%、知人の紹介 18%、ホームページ 5% など
- ⑤ 『また広町に来たい?』 すごくそう思う 52%、そう思う 33% など

(6) 助成金受託に関する事業

かまくら緑の探偵団助成金（かながわトラストみどり財団）を受け、子ども関連事業として実施しました。

(7) 人材育成

公園管理に必要な技能の習得のために、スタッフは積極的に研鑽を行ない、個別に簿記3級、2級こども環境管理士の資格を取得しました。また、先進的な公園の視察にも赴き、その知識・経験を学びました。

(8) アライグマの駆除

広町緑地内において、アライグマのフィールドサイン（足跡）が多数発見されたため、捕獲檻を2箇所に設置し、2月～3月にかけて5頭のアライグマを捕獲しました。

(9) ボランティア説明会

ボランティアをしたい人のために、月1回、広町の歴史やボランティア活動などについての説明会を開催しました。1年間で24名が参加され、5つの会のいずれかに加わり、継続的に活動を続けている方も居られます。

5. 特定非営利活動法人としての事業等

(1) 「広町からの風」の発行

2024年6月30日第66号 「新しい体制が整いつつあります☆」

2024年9月15日第67号 「稲が出穂そして開花」

2024年12月30日第68号 「収穫祭にあふれた笑顔たち」

2025年3月31日第69号 「この一年のみなさまとの約束の進捗状況」

(2) 収穫物の福祉施設への寄付

一例として、地区社会福祉協議会に収穫物（米5kg）を寄付し、独居高齢者のためのお弁当などに活用されました。

(3) ボランティアの受入

NPO法人藤沢市民活動推進機構の「ワカモノ×NPO インターンシッププログラム」を利用して、大学生1名が7月～2月までの8か月間、忙しい学校生活の合間を縫って約100時間、広町で様々なボランティア活動（収穫祭のワークショップなど）を体験しました。

また、かまくら緑の探偵団の活動に関して大学生1名の受け入れ、大船高校ボランティア部の生徒の受け入れを行いました。

(4) SOMPO ホールディングスからの寄付

SOMPO ホールディングス(株)から、同社の「SOMPO ちきゅう倶楽部社会貢献ファンド」による寄付金5万円をいただきました。（同ファンドは、社員有志の毎月の給与から一定額控除した寄附金で、支援対象は社員の推薦により決まります。）

以上

2022 - 2024 年度会員動向

鎌倉広町の森市民の会 2024年度会員数動向

	会員総数	正会員		普通会員		賛助会員	
		個人	団体	個人	団体	個人	団体
2022期末	506	124	4	376	2	0	0
2023期末	567	134	5	424	4	0	0
2024期末	551	138	5	404	4	0	0

法人名：認定NPO法人鎌倉広町の森市民の会

活動計算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額			摘要
	① 2024年度	② 2023年度	③ 増減 (①-②)	
I 経常収益				
1. 受取会費				
受取会費	761,500	762,000	▲ 500	正会員125,普通会員319,団体正会員5,団体普通会員2(合計75.4万円),探偵団参加費7.5千円
2. 受取寄附金				
受取寄附金	1,321,637	1,576,050	▲ 254,413	寄付金(298,713円), みなし寄付金1,022,924(支払寄付金欄ご参照)
3. 受取助成金等				
受取助成金等	120,000	120,000	0	
4. 事業収益				
自主事業収益	547,300	269,050	278,250	収穫祭収益、イベント参加費
物販売上高	44,350	42,470	1,880	花図鑑、ポストカード、バードコール
指定管理料収入	28,684,600	14,309,000	14,375,600	公園協会との共同運営⇒市民の会単独
5. その他収益				
受取手数料	15,702	0	15,702	自販機売上
講師等事業収入	63,000	39,000	24,000	環境アドバイザー等
経常収益計	31,558,089	17,117,570	14,440,519	
II 経常費用				
1. 事業費				
(1)人件費				
給料手当	13,573,106	6,159,483	7,413,623	スタッフ増(10人⇒16人)
通勤費	754,581	537,719	216,862	
法定福利費	48,622	40,958	7,664	
人件費計	14,376,309	6,738,160	7,638,149	
(2)その他経費				
ボランティア活動費	1,324,573	898,522	426,051	5つの会(107万円), 収穫祭(20万円), その他イベント費用
減価償却費	474,650	0	474,650	PC(2台), PRINTER (1台)
福利厚生費	24,860		24,860	スタッフ向け菓子等
業務委託費	4,963,614	3,241,587	1,722,027	施設管理関連(141万円), 他
謝金	93,550	46,214	47,336	イベント講師料(14回)
印刷製本費	872,110	672,633	199,477	ひろまちだより、花ごよみ、リーフレット、広町からの風、自然観察報告集
会議費	25,647	27,807	▲ 2,160	
旅費交通費	47,982	42,366	5,616	
車両費	20,683	201,797	▲ 181,114	車検は25年度
消耗品費	1,450,565	513,013	937,552	公園協会から移管した施設関連消耗品費含む
修繕費	570,843	61,621	509,222	園路修理、フェンス修理等
水道光熱費	416,317	393,152	23,165	
租税公課	1,540,000	566,600	973,400	単独運営に伴う収入・支出増
研修費	103,290	6,011	97,279	公園管理研修、経理研修、他
支払手数料	54,665	30,915	23,750	
支払寄付金	1,022,924	0	1,022,924	みなし寄付金(収益事業部門の利益⇒非収益事業部門の収益に計上)
雑費	8,040	0	8,040	
支払保険料	413,490	378,134	35,356	
通信費	662,980	354,111	308,869	会計ソフト(7.2万円)、人事労務ソフト(17.6万円), 他新規ソフト購入
支払報酬	264,000	550,000	▲ 286,000	税理士変更、会計システム変更
図書教育費	37,312		37,312	
燃料費	68,672	72,570	▲ 3,898	
活動費	78,398	157,375	▲ 78,977	探偵団
期首棚卸高	29,120	26,880	2,240	花図鑑在庫分償却
その他経費計	14,568,285	8,241,308	6,326,977	
事業費計	28,944,594	14,979,468	13,965,126	
2. 管理費				
(1)人件費				
給料手当	629,501	1,612,289	▲ 982,788	2名(上期)⇒1名(3Q)⇒0名(4Q)、23年度は指定管理予算計上分以外にて計算
通勤費	33,600	0	33,600	
人件費計	663,101	1,612,289	▲ 949,188	
(2)その他経費				
業務委託費	16,500	16,500	0	ボランティア説明会資料作成費用
印刷製本費	52,685	52,960	▲ 275	封筒印刷等
諸会費	13,000	13,000	0	トラスト財団会費、鎌倉市市民活動センター賛助会費
租税公課	6,000	10,500	▲ 4,500	軽トラ自動車税
支払手数料	3,140	9,072	▲ 5,932	
雑費	2,829	1,280	1,549	
通信費	349,811	300,850	48,961	会報、総会郵送費用
図書教育費		4,470	▲ 4,470	
消耗品費		173,526	▲ 173,526	事業費にて計上
会議費		800	▲ 800	事業費にて計上
活動費		500	▲ 500	
旅費交通費		27,470	▲ 27,470	事業費にて計上
その他経費計	443,965	610,928	▲ 166,963	
管理費計	1,107,066	2,223,217	▲ 1,116,151	
経常費用計	30,051,660	17,202,685	12,848,975	
当期経常増減額	1,506,429	▲ 85,115	1,591,544	
III 経常外収益				
受取利息	4,127	45	4,082	
雑収入	40,900	27,000	13,900	
経常外収益計	45,027	27,045	17,982	
税引前当期正味財産増減額	1,551,456	▲ 58,070	1,609,526	
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	0	
当期正味財産増減額	1,481,456	▲ 128,070	1,609,526	
前期繰越正味財産額	3,870,177	3,998,247	▲ 128,070	
次期繰越正味財産額	5,351,633	3,870,177	1,481,456	

法人名：認定NPO法人鎌倉広町の森市民の会

活動計算書

2024年4月1日 から 2025年3月31日 まで

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
受取会費		761,500
2. 受取寄附金		
受取寄附金		1,321,637
3. 受取助成金等		
受取助成金等		120,000
4. 事業収益		
自主事業収益	547,300	
物販売上高	44,350	
指定管理料収入	28,684,600	29,276,250
5. その他収益		
受取手数料	15,702	
講師等事業収入	63,000	78,702
経常収益計		31,558,089
II 経常費用		
1. 事業費		
(1)人件費		
給料手当	13,573,106	
法定福利費	48,622	
人件費計	13,621,728	
(2)その他経費		
ボランティア活動費	1,324,573	
減価償却費	474,650	
通勤費	754,581	
福利厚生費	24,860	
業務委託費	4,963,614	
謝金	93,550	
印刷製本費	872,110	
会議費	25,647	
旅費交通費	47,982	
車両費	20,683	
消耗品費	1,450,565	
修繕費	570,843	
水道光熱費	416,317	
租税公課	1,540,000	
研修費	103,290	
支払手数料	54,665	
支払寄付金	1,022,924	
雑費	8,040	

科目	金額		
支払保険料	413,490		
通信費	662,980		
支払報酬	264,000		
図書教育費	37,312		
燃料費	68,672		
活動費	78,398		
期首棚卸高	29,120		
その他経費計	15,322,866		
事業費計		28,944,594	
2. 管理費			
(1)人件費			
給料手当	629,501		
人件費計	629,501		
(2)その他経費			
通勤費	33,600		
業務委託費	16,500		
印刷製本費	52,685		
諸会費	13,000		
租税公課	6,000		
支払手数料	3,140		
雑費	2,829		
通信費	349,811		
その他経費計	477,565		
管理費計		1,107,066	
経常費用計			30,051,660
当期経常増減額			1,506,429
III 経常外収益			
受取利息		4,127	
雑収入		40,900	
経常外収益計			45,027
税引前当期正味財産増減額			1,551,456
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期正味財産増減額			1,481,456
前期繰越正味財産額			3,870,177
次期繰越正味財産額			5,351,633

法人名：認定NPO法人 鎌倉広町の森市民の会

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入れ原価法による原価法を採用しています。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
①有形固定資産
定率法を採用しています。
- (3) 消費税等の会計処理
税込み方式に寄っています。

2. 事業別損益の状況

(単位：円)

科目	収益事業			非収益事業			総合計
	指定管理事業	その他事業	収益事業合計	探偵団事業	管理部門	非収益事業合計	
I 経常収益							
1. 受取会費	0	0	0	7,500	754,000	761,500	761,500
2. 受取寄附金	0	0	0	0	1,321,637	1,321,637	1,321,637
3. 受取助成金等	0	0	0	120,000	0	120,000	120,000
4. 事業収益	28,684,600	44,350	28,728,950	0	547,300	547,300	29,276,250
5. その他収益	15,702	63,000	78,702	0	0	0	78,702
経常収益計	28,700,302	107,350	28,807,652	127,500	2,622,937	2,750,437	31,558,089
II 経常費用							
(1)人件費							
給料手当	13,573,106	0	13,573,106	0	629,501	629,501	14,202,607
通勤費	754,581	0	754,581	0	33,600	33,600	788,181
法定福利費	48,622	0	48,622	0	0	0	48,622
人件費計	14,376,309	0	14,376,309	0	663,101	663,101	15,039,410
(2)その他経費							
ボランティア活動費	1,324,573	0	1,324,573	0	0	0	1,324,573
福利厚生費	24,860	0	24,860	0	0	0	24,860
会議費	25,647	0	25,647	0	0	0	25,647
旅費交通費	44,442	0	44,442	3,540	0	3,540	47,982
通信費	557,140	0	557,140	105,840	349,811	455,651	1,012,791
消耗品費	1,431,501	0	1,431,501	19,064	0	19,064	1,450,565
修繕費	570,843	0	570,843	0	0	0	570,843
水道光熱費	416,317	0	416,317	0	0	0	416,317
諸会費	0	0	0	0	13,000	13,000	13,000
支払手数料	54,565	0	54,565	100	3,140	3,240	57,805
車両費	20,683	0	20,683	0	0	0	20,683
租税公課	1,540,000	0	1,540,000	0	6,000	6,000	1,546,000
減価償却費	474,650	0	474,650	0	0	0	474,650
雑費	8,040	0	8,040	0	2,829	2,829	10,869
研修費	103,290	0	103,290	0	0	0	103,290
燃料費	68,672	0	68,672	0	0	0	68,672
業務委託費	4,963,614	0	4,963,614	0	16,500	16,500	4,980,114
謝金	93,550	0	93,550	0	0	0	93,550
印刷製本費	872,110	0	872,110	0	52,685	52,685	924,795
支払寄付金	944,694	78,230	1,022,924	0	0	0	1,022,924
支払保険料	413,490	0	413,490	0	0	0	413,490
支払報酬	264,000	0	264,000	0	0	0	264,000
図書教育費	37,312	0	37,312	0	0	0	37,312
活動費	0	0	0	78,398	0	78,398	78,398
期首棚卸高	0	29,120	29,120	0	0	0	29,120
その他経費計	14,253,993	107,350	14,361,343	206,942	443,965	650,907	15,012,250
経常費用計	28,630,302	107,350	28,737,652	206,942	1,107,066	1,314,008	30,051,660
当期経常増減額	70,000	0	70,000	▲ 79,442	1,515,871	1,436,429	1,506,429

3. 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下の通りです。

(単位：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
神奈川トラスト財団助成金	0	120,000	120,000	0	みどりの探偵団事業に使途が制約されている助成金
広町緑地の長期保全活用基金	3,710,000	0	0	3,710,000	
合計	3,710,000	120,000	120,000	3,710,000	

4. 固定資産の増減内訳

固定資産の増減は以下の通りです。

(単位：円)

科目	期首取得価格	取得	減少	期末取得価格	減価償却累計額	期末帳簿価格
有形固定資産						
車両運搬具	1	0	0	1	0	1
器具備品		474,650		474,650	474,650	0
合計	1	474,650	0	474,651	474,650	1

5. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

- ・事業と管理費の按分方法
人件費、通信費、支払手数料、印刷製本費の按分は実績並びに予算を勘案し計上。
- ・その他の事業に係る資産の状況
特になし

法人名：認定NPO法人鎌倉広町の森市民の会

貸借対照表

2025年3月31日 現在

(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	9,341,340		
未収還付法人税等	619		
流動資産合計		9,341,959	
2. 固定資産			
(1)有形固定資産			
車両運搬具	1		
有形固定資産計	1		
(3)投資その他の資産			
預託金	7,190		
投資その他の資産計	7,190		
固定資産合計		7,191	
資産合計			9,349,150
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,072,689		
未払法人税等	70,000		
未払消費税等	1,536,700		
預り金	65,128		
仮受金	253,000		
流動負債合計		3,997,517	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			3,997,517
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		3,870,177	
当期正味財産増減額		1,481,456	
正味財産合計			5,351,633
負債及び正味財産合計			9,349,150

法人名：認定NPO法人鎌倉広町の森市民の会

財産目録
2025年3月31日

(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
ゆうちょ：N P O	737,927		
りそな銀行	59,495		
スルガ銀行：指定管理	4,835,030		
小口現金：指定管理	38,390		
小口現金：N P O（管理）	22,720		
郵便振替	3,647,778		
未収還付法人税等			
流動資産合計		9,341,959	
2. 固定資産			
(1)有形固定資産			
車両運搬具			
有形固定資産計	1		
(3)投資その他の資産			
預託金			
投資その他の資産計	7,190		
固定資産合計		7,191	
資産合計			9,349,150
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,072,689		
未払法人税等	70,000		
未払消費税等	1,536,700		
預り金	65,128		
仮受金	253,000		
流動負債合計		3,997,517	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			3,997,517
正味財産			5,351,633

2025年5月6日

特定非営利活動法人
鎌倉広町の森市民の会
理事長 滝沢 亮 様

監査報告書

定款第15条5項に基づき、特定非営利活動法人鎌倉広町の森市民の会の2024年度(2024年4月1日~2025年3月31日)の業務監査及び会計監査を実施した。

1 監査の方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿並びに関係書類の開覧等必要と思われる監査手続きを用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査について、理事会等での報告を聴取し、関係書類の開覧等必要と思われる監査手続きを用いて、業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 活動計算書、貸借対照表、財産目録は会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支状況及び財産状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 事業報告書の内容は事実であると認める。
適切なPDCA運営の観点から、事業計画書と事業報告書の整合性の改善が必要である。次年度事業計画の策定に当たっては十分配慮すること。
- (3) 理事の職務執行に関する不正行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

以上

監事

山田 正夫

監事

佐屋 利明

総会 第3号議案

特定非営利活動法人 鎌倉広町の森市民の会

2025年度(R7)事業計画書(第24期:2025.4.1~2026.3.31)

目次

§ 1	基本方針と計画の位置付け	2
1.	活動の基本方針	2
2.	これまでの活動のふりかえり	2
3.	2025年度の活動方針.....	2
4.	市民の会の目指すことと指定管理業務事業計画書、NPO 法人事業計画書の関係.....	3
5.	市民の会の定款に掲げる事業区分とみどり公園課のモニタリング項目について.....	3
§ 2	令和7年度 鎌倉広町緑地指定管理業務事業計画.....	4
1.	管理の基本理念と保全・活用方針	4
(1)	基本理念	4
(2)	基本コンセプト	4
(3)	保全・活用方針	4
2.	管理の執行体制・連絡体制	5
(1)	執行体制	5
(2)	連絡体制	5
3.	管理運営業務の計画	6
(1)	公園施設の維持管理に係る業務.....	6
(2)	公園の運営管理に係る業務.....	7
(3)	仕様書記載項目以外の公園の運営管理に係る業務.....	15
§ 3	その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	25
1.	指定管理業務運営体制の整備・強化	25
2.	事務局運営体制の整備・強化	25
3.	経営基盤の安定化.....	25
4.	規程類の全面見直し	25

§ 1 基本方針と計画の位置付け

1. 活動の基本方針

2022 年に改訂された「鎌倉市緑の基本計画」、「鎌倉広町緑地基本構想」及び「市民の会定款の目的及び事業」に基づき、「里山」としての都市林※として、市民が主体的に参画し活動する体制を確立し、緑地の保全と維持・管理、多様な市民に開かれた活用を推進することを目指します。

単独運営の二年次を迎えるに当たり、丁寧な振り返りと前向きな意見交換を重ね、改革を推進することを基本方針とします。

※【都市林として環境目標像】 広町緑地基本構想 2003 年より

地形・水・植生等の組み合わせにより現在成立している多様度の高い環境を、谷戸と樹林を一つの単位として捉えつつ、多様な自然環境を創出しつつ、雑木林や水田耕作等従来里山で培われてきた人の営み等を再生しながら、保全・向上を図り、それらが総体として「フクロウ等の棲息する緑地としてのまとまりと安定した生態系」が将来にわたって持続できる環境を目標とする。

2. これまでの活動のふりかえり

昨年度は、指定管理業務の単独運営初年度にあたり、スタッフの増員やこれまで公園協会様に担って頂いていた業務の引継ぎ、近隣学校向けの環境学習支援など新規事業の推進、劣化していた園路の補修など多様な改革に取り組みました。改善すべき点は多々ありますが、新たな広町緑地へ向けた変革の一步を成功裏に踏み出したと言えると思います。

反省点としては、会員とボランティア、事務局スタッフなどの人的リソースの確保と体制の改善がまだまだ不十分である点です。

会員とボランティアについては、世代交代を見据えて、広町の歴史と現在・未来を共有する情報ツールや機会を多く作りました。しかしながら、ボランティアを通じての市民の会の活動への継続的な協力者や、その次の段階としての入会者になっていただくような流れが、十分ではありませんでした。作りあげた情報ツールや機会を最適に組み合わせ、そのような流れがスムーズに起きるような仕組みを 2025 年度は作っていきます。

事務局については、週 2 日～3 日勤務が多くフルタイムスタッフを配置できない勤務体制の現実の中で、業務推進上のコミュニケーションが十分出来ていないことを原因とする業務の非効率性があり、この改善が急務であることがあります。報連相のしくみと姿勢の改善など、更なる改善を 2025 年度の課題として取り組みます。

2025 年度のキーワードは下記の通りとします。

- 【信頼される組織】 信頼されつづける指定管理者となる！
- 【バトンタッチ】 多様な人材が育ち、次世代に引き継げる組織体制を創る！
- 【つながり・ワクワク】 新しい人の輪がつながり、わくわくが広がる広町の森にする！

3. 2025 年度の活動方針

上記を踏まえ 25 年度の重点課題は、2024 年度を引継ぎ以下の通り設定します。

- (1) 信頼され、安定した組織体制の確立（事務局体制、指定管理業務運営体制）
- (2) 都市林づくりを目指す組織体制・短期計画検討体制の定着
- (3) 経済基盤整備のための賛助会員増強活動、寄付金募集活動の推進

4. 市民の会の目指すことと指定管理業務事業計画書、NPO 法人事業計画書の関係

市民の会は、定款の目的として「この法人は、市民に対して、鎌倉市が都市公園法に基づき広町緑地に設置する「都市林」について、次のような市民の願いを反映させる事業を行い、後世に伝えること」を掲げ、5条(事業)の(4)に指定管理業務を担うことを位置付けています。

この実現を目指し、「指定管理業務事業計画書」と「NPO 法人としての事業計画書」の二つの計画を作成しています。その関係を下表に示します。

表 1-4-1 指定管理業務事業計画書と NPO 法人事業計画書の関係
「市民の会事業計画書」

「指定管理業務事業計画書」 ※2025 年 1 月理事会承認後 市に提出	「市民の会事業計画書」
1. 基本理念と保全・活用方針 2. 執行体制・連絡体制 3. 仕様書記載事項 指定管理者応募提案書記載事項 新たに提案した新規自主事業	§ 1 基本方針と計画の位置付け § 2 指定管理業務事業計画書 1. 基本理念と保全・活用方針 2. 執行体制・連絡体制 3. 仕様書記載事項 指定管理者応募提案書記載事項 新たに提案した新規自主事業 § 3 その他 NPO 法人として必要な事業

5. 市民の会の定款に掲げる事業区分とみどり公園課のモニタリング項目について

法人の定款第 5 条（事業）として以下を掲げています。

- (1) 都市林づくりの活動を通じて、自然環境を保全する取り組みを行い、生物多様性の重要性を広く啓発する事業
- (2) 都市林づくりの活動を通じて、自然環境の重要性について、多くの人々、とくに次代を引き継ぐ青少年の環境教育を支援するための事業
- (3) 鎌倉広町緑地を拠点として行う各種イベントの企画運営事業
- (4) 鎌倉広町緑地の指定管理に関する事業
- (5) 鎌倉広町緑地を利用して行う保健、福祉活動の支援事業
- (6) 鎌倉広町緑地に関する情報提供事業
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

もう一つ重要な評価区分が指定管理業務にはあります。「自己評価モニタリング項目」です。年に 3 回(8 月、12 月、4 月報告)指定管理者が自己評価を行い、その業務遂行状況を市担当課が評価します。その評価視点を「モニタリング項目」と呼び、以下の 10 項目が設定されています。各事業がこの項目の評価をどのように改善するかを考えながら各事業に取り組むことが大切になります。この観点で、事業計画書では、関連する項目を示すようにしました。

表 1-5-1 モニタリング項目一覧

- | | | |
|------------|------------|--------------------|
| 1. 利用者サービス | 4. 文書管理 | 7. 地域との連携 |
| 2. 利用促進 | 5. 施設管理 | 8. 法令遵守 |
| 3. 自主事業 | 6. 安全管理の方策 | 9. 人材の育成 |
| | | 10. 収支計画・環境保護の取り組み |

§ 2 2025 年度(R7) 鎌倉広町緑地指定管理業務事業計画

1. 管理の基本理念と保全・活用方針

地形・水・植生等の組み合わせにより現在成立している多様度の高い環境を、谷戸と樹林を一つの単位として捉えつつ、多様な自然環境を創出し、雑木林や水田耕作等従来里山で培われてきた人の営み等を再生しながら、保全・向上を図ります。そして、それらが総体として「フクロウ等の棲息する緑地としてのまとまりと安定した生態系」が将来にわたって持続できる環境となることを目標とし、以下の鎌倉広町緑地基本構想に記された基本理念、基本コンセプトを踏まえ維持管理事業に取り組みます。

(1) 基本理念

鎌倉広町緑地は、これまで緑の保全運動やトラスト運動等を通じて多くの市民や市民団体が関わり守り育てられてきた、市民等にとってかけがえのない緑地です。本緑地に関わる経緯、自然環境の特性、社会的なニーズ等を踏まえて基本理念を設定します。

ア 後世への緑の継承

歴史ある鎌倉の緑を市民とともに後世へ継承する。

イ 多様で良好な自然環境の保全

多様度の高い自然環境特性の保全を図りつつ、良好な自然環境の形成を目指し、古都のイメージを支える都市林として保全・育成を図る。

ウ 人と自然が織り成す良好な自然の空間の保全・創出

自然の回復力や再生、遷移等のメカニズムを活用しながら、生き物の生息空間の創出やきめ細かな管理等により、人が介在した自然な空間の保全・創出を目指す。

エ 本緑地に求められる社会的ニーズへの貢献

野生生物の保全、里地・里山の保全、生態的ネットワークの形成といった本緑地に求められる役割への対応とこれらの社会的課題への貢献を目指す。

(2) 基本コンセプト

本緑地は、古都鎌倉の緑を継承し、人と自然が織り成す、多様で良好な都市林の保全創出をめざす「古都の自然ふれあい都市林ー広町の森」を基本コンセプトとしています。

(3) 保全・活用方針

保全・活用区分図（仕様書別図1）に示されているように、手入れをしながら面的に活用可能な区域（A）、手入れをしながら線的な利活用にとどめる区域（B）、最小限の手入れにとどめ遷移を誘導する区域（C）の3つに区域区分します。環境保全上重要と考えられる湧水地点周辺及び林縁については「保全上重要な区域」として位置づけ、特に留意して適切な維持管理を行い、現状の特色ある生物生息環境の保全を図るものとします。

それぞれの区域区分における管理手法の詳細は仕様書 別表「区域区分ごとの管理方針」のとおりとします。

また、これまで市民等の参画のもと、里地・里山の保全・創出や多様な自然環境の推移を把

握するための保全管理の手法を試み、管理手法の模索を実施して参りました。

NPO 法人単独で指定管理業務を担う地域に根差した NPO 法人としての特性を活かし、近隣住民をはじめとした市民等及び地域で活動する諸団体等とのより一層の連携を広げ、維持管理及び各種イベントの開催を行うとともに、広く意見を求めて管理運営の方針の検討につなげるなど、よりきめ細やかで市民目線の管理運営を推進して参ります。

2. 管理の執行体制・連絡体制

(1) 執行体制

特定非営利活動法人 鎌倉広町の森市民の会（以下、「市民の会」という）

法人所在地：〒248-0032 鎌倉市津 602-3

電話： 0467-32-5112 FAX：0467-32-5112（管理事務所）

理事長 滝沢 亮

副理事長 平岩 由夫 甘粕 さつき

総括責任者 事務局長 常任理事 渡邊 敦

事業執行役員 常任理事 望月 高明

職員配置：統括職員(事務局長)1名、

運営スタッフ 13名、緑地スタッフ 5名(内2名は運営スタッフ兼任)

※スタッフ数は年度当初登録予定者数

(2) 連絡体制

(通常時)

管理事務所 担当 0467-32-5112

メール info@kamakurahiromachi.org

(緊急時)

事務局長（渡邊）070-5082-8856 執行役員（望月）090-8008-1833

(その他)

緊急時対応は、鎌倉広町緑地災害対応マニュアルに基づき、迅速な対応を図ります。

外周部の樹木の管理等の要望・苦情等については、管理事務所で受け付け、基本的に通常の維持管理業務として対応します。

3. 管理運営業務の計画

(1) 公園施設の維持管理に係る業務

※ 詳細は、鎌倉広町緑地維持管理水準書に準じます

ア 樹木、草木、芝生、田、畑、湿地等の維持管理・育成

鎌倉広町緑地維持管理水準書（以下、水準書という）に準じ、指定管理者として、生物多様性に寄与する管理水準及び公園利用の利便性、快適性、安全性、美観等を考慮して、業務方法（草刈り方法を人力から機械方式に変更する等）、数量(水準書で年一回となっているものを年二回とする等)を検討し、市と協議の上業務内容を調整し業務を行います。

合わせて、水準書記載事項の改善についても、市と協議の上積極的に取り組みます。

イ 園路広場、休養施設、管理施設等公園施設の維持管理

同上

ウ 塵芥の収集及び投棄物の回収、処分

園内に塵芥や投棄物が発見された場合は、迅速に回収し適切に処分します。

エ 公園に関する要望対応及び処理報告

要望等の受付は、複数の窓口があります。窓口や電話、アンケートが主なものです。受け付けた要望等は、必要に応じ対応し、業務日誌に記載します。

具体的には、外周部の住民等からの剪定要望については、受付簿に記載し、直営部門勤務日に現地確認の上、作業予定を決定し、剪定・草刈り等の必要作業を行います。

その他の多様な課題については、必要に応じ市と相談の上適切に対応します。

市に連絡が必要と判断する案件は、要望等日報としてメール等で連絡致します。緊急と判断する案件については、電話で連絡します。

オ その他の公園施設の維持管理に係る業務

備品台帳の作成及び備品の維持管理、消火器具の保守・点検、公園施設長寿命化計画の更新等のその他の公園施設の維持管理に係る業務を適切に実施します。

特に、公園施設等の長寿命化計画については、特に劣化が問題となる公園開園前に設置した施設も含めた総合的な施設の状況把握と今後の対応見込をみどり公園課と協力し検討して参りたいと考えます。

(2) 公園の運営管理に係る業務

※項目の後ろの ()内は、関連するモニタリング項目の番号を示します

ア 管理事務所の運営業務 (モニタリング5.)

管理事務所の運営は通年とし、午前8時30分から午後5時15分まで、窓口及び事務室を常に利用者にかかれたものとし、展示スペースの運営等を行います。なお、ホテルが見られる期間等の運営時間の延長については別途協議します。

イ 便益施設の設置管理 (モニタリング5.)

令和6(2024)年度に設置した施設を適切に管理します。

ウ 職員の配置 (モニタリング5.)

管理事務所の運営時間中は、管理事務所に管理職員を常時2名以上配置し管理運営にあたります。緊急時に要員が必要となった時には、緊急呼び出しにより近隣スタッフの応援を要請し対応します。

エ 公園利用者への対応 (モニタリング1.)

利用案内、利用指導、事故や緊急時の対応や、鎌倉市都市公園条例第3条で定める禁止行為(植物の採取や魚鳥等の捕獲等)や危険生物に対する注意喚起等を行います。

オ 市民等との協働事業の実施（モニタリング5.）

維持管理及び各種イベントの開催については、近隣住民をはじめとした市民等及び5つの会等地域で活動する団体等との連絡調整を行い、協働を積極的に推進して実施します。

1) 5つの会を中心に実施する自主事業

① 祭イベント

祭イベントは、参加人数の制限を設けない総合型イベントです。現在の予定を以下に示します。イベントは、事情により変更となる場合があります。開催の約1か月前に告知をします。

表 2-3-1 祭イベントの予定と内容

月	名称（運営）	内容
5月	植樹祭 （森の会）	広町森の会を中心とした祭イベントです。里山景観の復元活動の一環として、50年後の広町緑地樹林地の姿を考えて、子供たちとサクラ、クヌギ、イロハモミジ、その他の在来種を主として植樹します。参加者には苗に名札等をつけてもらい、その後の見守りを促します。
6月	田植え祭 （田んぼの会）	広町田んぼの会最大の祭イベントです。小さな子供から大人までが、約8アールの田んぼにうるち米、もち米の苗を植えます。田んぼに関わる大変貴重な経験ができるイベントです。
10月	稲刈り祭 （田んぼの会）	広町田んぼの会の祭イベントです。小さな子供から大人まで、春に植えた稲を刈り取り、天日干しにするために稲架（はさ）にかける作業を行います。農作物の収穫という大変貴重なイベントです。
11月	収穫祭 （実行委員会）	広町緑地で行われる最大のイベントです。5つの会と緑の探偵団などが総力をあげて、里山復元活動で得られた収穫物を調理し市民と味わいます。さらに収穫物や広町緑地で生まれた資源を市民に提供します。参加者によるワークショップも開催します。 おにぎり、お餅、芋煮、田楽、焼き芋などの調理品、野菜類、米、薪、工作用木材などを販売します。門松、しめ縄、コースターなどを製作するワークショップを展開します。一般向け広町緑地ツアーも展開します。

② 講座・教室

講座・教室は、参加人数を設定する参加型イベントです。参加料が必要となります。現在は作業を伴う教室を展開しています。概要を以下に示します。

表 2-3-2 講座・教室の予定と内容

月	名称(運営)	内容
5月	豆腐作り教室 (畑の会)	広町緑地産の大豆を一部用い、豆腐作りを体験します。出来上がった豆腐は試食し、残りは参加者に提供されます。
5月2 回、 6月 9月 10月	広町野草クッキング	参加者に広町緑地を案内し、その場で採集をした野草と講師の準備した食材を合わせて、季節に応じたメニューを提供します。料理中に野草茶を頂きます。
10月	広町昆虫食クッキング	参加者に昆虫が生息する環境の例として広町緑地を案内し、講師が準備した食材で調理をして試食します。
8月	藍染め教室 (畑の会)	畑の会が栽培した藍を使った草木染教室です。参加者自ら藍を収穫し、ミキサーで砕いて染料に加工、シルクを染め上げて完成させます。 当年の藍の収穫によってはセイタカアワダチソウ、ヨモギなどの草木染に変更することもあります。
11月	こんにゃく作り教室 (畑の会)	畑の会が栽培した4~5年生のこんにゃく芋を加工して、コンニャクを作ります。完成したこんにゃくは収穫祭で芋煮や田楽の材料にすると共に、参加者にも提供されます。イモからコンニャクまでを作る貴重な体験です。
2月	そば打ち教室 (畑の会)	畑の会が収穫したそばと小麦をそば粉と小麦粉にして、そばを打ちます。その後参加者で試食をして残りを持ち帰ります。そば打ち教室は多くの所で実施されていますが、原料の一部が広町緑地産であること、料金が格安であることが特徴です。
3月	桜染め教室	桜の小枝から染色液を作り綿布を染めて薄い桜色に染め上げます。昨年度から始めたイベントで、参加者の意見を参考により良いイベントに仕上げていきます。

③ 広町緑地ガイド (里山さんぽ)

ガイドは、参加人数を制限しない見学型イベントです。概要を以下に示します。

表 2-3-3 広町緑地ガイドの予定と内容

月	名称	内容	主催
4~5 月	大桐と春の草花鑑賞会	大桐を目指し、道中の植物や藤の案内をします。	散策路の会 自然観察の会
9月	秋のチョウの観察会	秋の広町緑地のチョウを観察する会を開催します。成体だけでなく、卵、蛹、食草についても解説付きで観察できることも特徴です。	自然観察の会
12月	紅葉散歩	散歩をしながら園内の紅葉をめぐるります。	散策路の会
2月	冬の野鳥観察会	御所ヶ谷、竹ヶ谷の野鳥を耳と目で観察します。	自然観察の会

④ 子供向け体験活動支援

子ども向け体験活動支援では、小学生以下の子供とその保護者を対象に園内の観察・作業やワークショップを行います。参加人数を設定する場合があります。概要を以下に示します。

表 2-3-4 子供向け体験教室の予定と内容

月	名称	内容	主催
4月	広町緑地ハイキング	親子で広町緑地を散策し新緑を楽しみます。	緑の探偵団
7月	水辺の生き物観察会	田んぼ周辺の水路や御所川で水中の生き物を採集し観察します。その後生き物をもとの場所に返します。	自然観察の会
8月	夜の昆虫観察会	スクリーンに集まる昆虫や樹液に集まる昆虫を観察します。	自然観察の会
9月	かかし作り	収穫前の稲をスズメから守るかかしを作ります。	緑の探偵団
10月	どんぐり工作	園内等で採取した木の実や枝を使って工作をします。	森の会
12月	クリスマスリース作り	広町緑地等で採取した材料を用いて、クリスマスリースを作ります。	森の会
1月	麦踏みと落ち葉かき	畑で麦踏みをした後、園内で落ち葉拾いをして堆肥作りをします。	畑の会
3月	里芋の植え付け	畑で、サトイモの植え付けの手伝いをします。	畑の会

⑤ その他の事業

その他の事業の概要を以下に示します。

表 2-3-5 その他の事業の予定と内容

時期	名称	内容	主催
通年	樹木オリエンタリング	園内を歩きながら、マークされた樹木を見つけ樹名を資料から見つけて完成させるイベントです。	散策路の会
10月～3月	森のサポーター制度	園内で伐採された樹木を片付けて利用可能な薪にして個人で利用し、木灰を戻してもらう取り組みです。	市民の会
通年	広町花ごよみの制作、提供	広町緑地の植物を紹介したパンフレットを春版、夏版、秋冬版を作成し配布します。	市民の会

2) 市民ボランティアによる里山復元活動（5つの会の活動）

以下の市民ボランティア活動を通じ、広町緑地の里山復元活動を行います。

各会の活動概要と活動内容を以下に示します。

表 2-3-6 市民ボランティアによる里山復元活動の予定と内容

会	活動日	活動内容
田んぼの会 会員約 30 名	毎週土曜日午前 第 1 週は日曜日	約 8 アール、6 枚の田んぼの復元活動を実施。田植え、稲刈りのイベント実施。田んぼ周辺の草刈り。周辺の養護・介護施設への食材の提供。 カエル類、ホトケドジョウを中心とした生き物の保全活動に寄与している。
畑の会 会員約 30 名	毎週日曜日午前 火曜日任意活動	約 20 アール、2 か所の畑で十数種類の作物を栽培。収穫祭、講座・教室への作物、材料提供。周辺の養護・介護施設への食材の提供。チョウ類、甲虫類を中心とした生き物の保全活動に寄与している。
森の会 会員約 10 名	第 1,3 日曜日午前	過去に植樹をした園内 5 か所の植樹地の樹木のつる取り、下刈の実施。伐木による萌芽更新、挿し木、種子萌芽、新樹などを組み合わせて、彩のある木漏れ日がさす雑木林づくり。ヤマユリ保護区・ウルシ林の管理。これらの活動により草原性、森林性の昆虫類の保全活動等にも寄与している。
自然観察の会 会員約 15 名	定例；第 3 日曜日午後、 木曜班；第 2、4 木曜日午後 植物班；第 1, 3 水曜日午前（原則）	水準書にある広町緑地自然環境モニタリング（ホタル、カエル類、ホトケドジョウ類、水環境）を実施。任意で自主調査を実施しモニタリングとして記録する。 園内の植物、樹木の調査、昆虫類を中心とした生息環境の保全活動、湿地の保全・管理、貴重植物の保護、保全活動など環境保全活動全般に寄与している。
散策路の会 会員約 10 名	第 2 日曜午前、 第 4 日曜午後	案内板の設置、修繕、樹名板の設置、修繕を中心とした活動や可能な園路整備作業を実施している。広町緑地の魅力を伝えるガイド活動、パトロールの実施を行い来園者の安全確保に貢献している。

カ 樹木等の活用（モニタリング 5.）

ウルシ林については、毎年萌芽更新を行い、経過を観察していきます。

伝統産業等の活性化への活用については、今後の検討課題とします。

園内発生材の処理に関し、従来の「森のサポーター制度」を充実させると共に新たな活用法を模索します。

キ 利用促進事業の実施（モニタリング2.）

各種イベントの開催及びホームページ、フェイスブック、X、インスタグラムにより、広く市民等に活動状況等を周知し、利用促進を図ります。

1) 鎌倉市広報やメディアを用いた情報発信

鎌倉市広報には、イベント情報等を適宜掲載します。
また、地域紙などへの情報発信も積極的に行います。

2) 広報誌の発行

広報誌「ひろまちだより」の改善を検討します。四季折々の広町緑地の自然と里山保全活動等の紹介、新たな支援者の募集などに工夫を凝らします。

3) ホームページ、SNSの活用

ホームページに市民の会や鎌倉市のホームページをリンクさせています。ホームページは、活動状況に合わせ、月に最低2回更新します。またフェイスブック、X(ツイッター)、インスタグラムを活用して様々な情報や広町の良さを発信します。

4) 広町緑地パンフレットの発行

パンフレットは、片面に広町緑地の紹介、動植物の紹介、アクセス、問い合わせ等の情報、もう一面は広町緑地散策マップを掲載しています。今後もパンフレットの発行を継続します。また、その改善を検討します。

5) 他団体との連携

a) 〔公財〕かながわトラストみどり財団との連携

〔公財〕かながわトラストみどり財団と連携し、季刊情報誌「みどり」による情報提供を行います。

かまくら緑の探偵団の運営をみどり財団の支援を受けて実施します。

b) 他の施設・事業者との連携

県内の自然公園、都市公園等と連携してパンフレットを相互に配架、配布ができる取り組みを模索します。広報誌並びにパンフレットは、市内各行政センター、学習センター、市役所、NPOセンター、各図書館に配架を依頼します。また、湘南モノレールの西鎌倉駅、湘南江の島駅、大船駅に配架を依頼します。

ク 自然環境モニタリング（モニタリング5.）

ホタル、カエル類、ホトケドジョウ等の注目種を継続して観察し、水環境のデータを計測し記録します。自主調査として任意で気温・降水量調査、植生調査、水量調査、チョウ観察、カワトンボ調査等を実施します。モニタリングの結果については、生物多様性の向上に寄与するよう、管理運営に反映します。この活動は自然観察の会が担当します。予定を以下に示します。

モニタリングの結果は広く市民等に公表します。なお、貴重種等の保護や取り扱いについては、市及び専門家と協議し推進します。

保護・保全・管理の計画はエリア毎にまとめ、必要な改善を協議しつつ最適化を図ります。

表 2-3-7 自然環境モニタリングの予定と内容

月	主な活動内容	活動回数（月5回以上、共同1、植物班2、木曜班2、ほか）
4月	水準書；ホタル幼虫上陸調査、カエルの産卵調査、ホトケドジョウの生息調査 水環境の調査 自主調査；気温・降水量調査、植生調査、水量調査、チョウ観察	
5月	水準書；カエルの産卵調査、ホタルの個体数調査 自主調査；気温・降水量調査、植生調査、水量調査、チョウ観察、アサヒナカワトンボ調査	
6月	水準書；ホタル個体数調査、カエル産卵調査、ホトケドジョウの生息調査 自主調査；気温・降水量調査、植生調査、水量調査、チョウ観察	
7月	水準書；ホタルの個体数調査、カエルの産卵調査、水環境の調査 自主調査；気温・降水量調査、植生調査、水量調査、チョウ観察、水生生物調査（イベントと兼ねて行う）	
8月	水準書；ホトケドジョウの生息調査、水環境の調査、気温・降水量調査 自主調査；気温・降水量調査、植生調査、水量調査、チョウ観察	
9月	自主調査；気温・降水量調査、植生調査、水量調査、チョウ観察	
10月	水準書；ホトケドジョウの生息調査、水環境の調査 自主調査；気温・降水量調査、植生調査、水量調査、チョウ観察	
11月	自主調査；気温・降水量調査、植生調査、水量調査、チョウ観察	
12月	自主調査；気温・降水量調査、植生調査、水量調査、チョウ観察	
1月	水準書；カエルの産卵調査、水環境調査 自主調査；気温・降水量調査、植生調査、水量調査、チョウ観察	
2月	水準書；カエルの産卵調査 自主調査；気温・降水量調査、植生調査、水量調査、チョウ観察	
3月	水準書；カエルの産卵調査 自主調査；気温・降水量調査、植生調査、水量調査、チョウ観察	

ケ 管理運営方針の検討（モニタリング5.）

市、指定管理者、専門家、近隣住民を含む市民等及び地域で活動する団体等で構成する意見交換の場を設定し、管理運営の方針を検討します。

広く意見やご要望を伺うセグメント別の「鎌倉広町緑地懇話会」と、PDCA の管理を担う「管理運営委員会」を設け運営を行います。

また、「環境保全委員会」を中心に、「小エリアの環境プラン（仮称）」を検討し、保全管理に活かします。

なお、セグメントは、A：地域住民等、B：活動団体等、C：教育関連等、D：子育て機関（幼稚園・保育園等）を予定しています。

コ 事業報告書等の提出（モニタリング4.）

年度事業計画書、月次事業報告書、四半期事業報告書、年度事業報告書等各種報告書の提出を行います。また、みどり公園課との維持管理手法に関する確認、調整の場を必要に応じ開催します。

サ 自己評価の実施（モニタリング5.）

1) 利用者の要望や意見の把握

① アンケートの実施

利用者の声を求めるアンケート箱を管理棟内に設置し、把握に努めます。イベントや講座などの催し物の開催時にはアンケートを行います。質問内容を工夫し、利用者のニーズの把握に努めます。

② 鎌倉広町緑地懇話会での要望や意見の収集

鎌倉広町緑地懇話会では、近隣住民、利用者の意見や要望を把握します。頂いた要望等は、速やかに検討し、可能なものから対応します。

2) 情報の収集とスキルアップ

利用者サービスの向上については、類似公園の視察や情報交換、研修会等への参加に積極的に取り組み、スキルアップを目指します。

3) 自己評価の実施および改善への取り組みと報告

アンケート結果および寄せられた利用者の意見や専門家の意見をもとに自己評価を行い、質の高い管理運営につなげます。また、それらを取りまとめ、業務改善状況の報告を行います。

(3) 仕様書記載項目以外の公園の運営管理に係る業務

ア 安全管理 (モニタリング 6.)

1) 安全管理の方策

① 安全管理委員会の役割

公園管理者と緑地活動団体^{注1)}によって構成される安全管理委員会を継続し運営します。本委員会は、安全に関し、ルール作り、予防活動を含む安全管理全体を統括します。予防活動を第一とし必要な対策を実施します。事故発生の場合は、必要に応じ当事者への聞き取りを含む事故検証を行い、再発防止に努めます。

注1) 緑地活動団体とは、緑地内での活動に関わる協定又は覚書を指定管理者と締結し、緑地内で直接作業に関わる活動を行う団体を指します。

② 危機への対応

危機管理の目的、方針、組織体制、および連絡体制を「危機管理指針」に定めています。それに基づき緊急時対応訓練を年1回以上開催します。

事故発生時は、迅速な緊急対応の後に、当該業務責任者が事故報告を作成し、安全管理委員会で振り返りと対策の周知を行います。

③ 救命対応

救命講習を開催し、AED の設置場所、使用方法等をスタッフや活動団体に周知します。講習では、AED を救命現場への搬出手順や救急車の進入経路を確認します。

④ 台風、大雨等の災害時の対応

a) 災害の対応

災害時の対応方法等を「鎌倉広町緑地 災害対応マニュアル」に定めています。

本マニュアルには、災害時等の市との連携、現場での組織体制、関連連絡先一覧と連絡方法、発生時の初期初動対応手順について、勤務時間中、勤務時間外の対応を含め定めています。

b) 異常気象時のパトロール体制

異常気象終了後のパトロールは、市対策本部の指示なしに指定管理者の判断で始動します。最終的には市対策本部の指示に従い対応を行います。

パトロールは、園内と樹林地外周部に分けて行います。

園内パトロールは、園路全体を徒歩にて確認します(点検時間 約 2 時間)。樹林地外周部パトロールは、作業車を用い一部は徒歩にて全周を目視点検します(点検時間 約 1 時間)。

⑤ 緊急時の体制

緊急時の体制は、以下の通りとします。

現場体制の確立として、リーダーを決定し必要な対応を整理し初動指示を行った後、みどり公園課への速報の連絡後、情報収集の上必要な対応を迅速に行います。

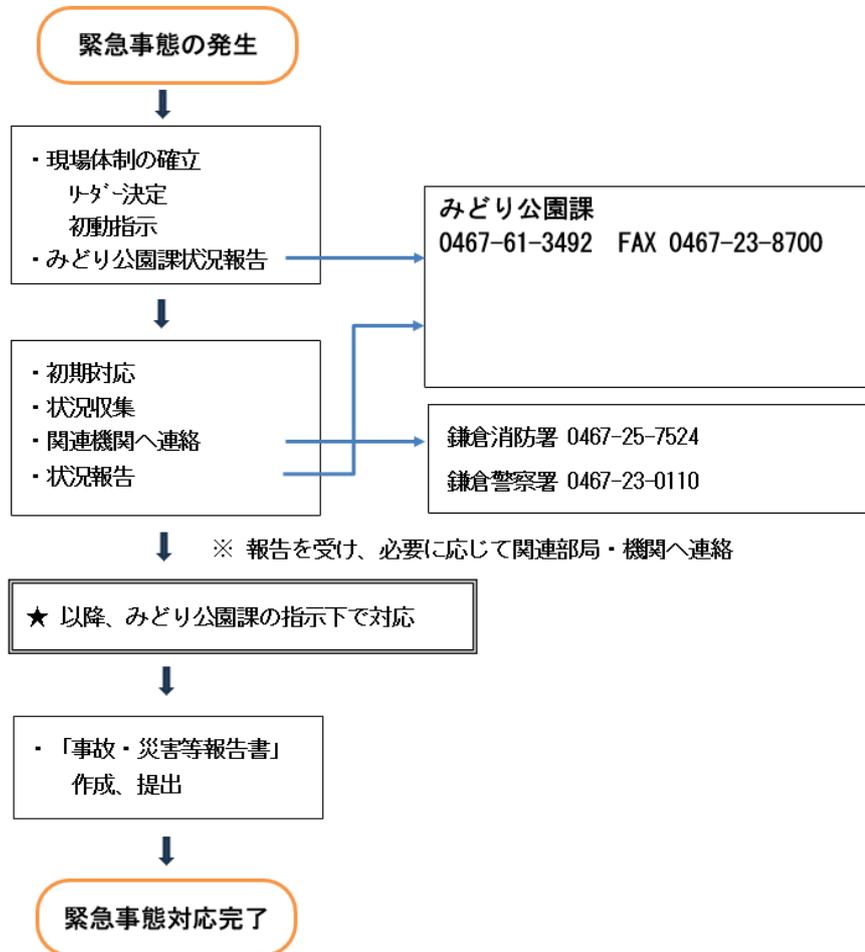


図 2-3-1 緊急時の体制

2) 来園者・近隣住民の安全管理

① 安全に利用できる公園設備の管理 日常点検の実施

園路のパトロール、施設設備の日常点検を一日一回実施します。専用のチェックシートに結果を保存します。危険箇所の早期発見と対応および情報共有ができる管理体制を構築します。

② 来園者・周辺住民への情報発信と対応

害虫・害獣の発生情報などを来園者や近隣住民に園内掲示やホームページを利用して周知します。具体的に危険が予測されるエリアの情報を発信すると共に、必要に応じ当該エリアへの来園者の立ち入りを制限します。危険な生物（マムシ、ハチ、マダニなど）の発生情報を把握した場合、警告板設置や巣の撤去など必要な措置を行います。

③ 感染症対策

市からの通達を遅滞なく実施・広報します。

3) スタッフ、ボランティアの里山保全作業の安全管理

① 作業ルール遵守の徹底（危険予知ミーティングの実施）

園内での保全作業については、「安全管理委員会」が定めた作業のルールを「活動団体連絡会」や各会の活動の開始前等に繰り返し確認し、周知徹底します。

刃物や回転機等動力のある機器を使用する作業の前には、「危険予知ミーティング」の実施（KYシート作成含む）を義務付け、作業者各自の注意喚起をし、安全管理に努めます。

KYシートは、事務スペースの所定の場所に誰でも確認できる形で保管します。

② 刈払機の使用

刈払機の使用にあたっては、作業ルールを定め、安全管理委員会が行う刈払機講習修了者、又は労働安全衛生法「安全教育」修了者にのみ使用許可を与えます。ボランティアを対象とした刈払機講習会を年1回以上開催します。

③ チェンソーの使用

チェンソーの使用にあたっては、作業ルールを定めると共に労働安全衛生法「伐木等の業務に係る特別教育」修了者のみ、使用許可を与えます。スタッフについては作業前打合せで危険予知ミーティングを開催します。また、同特別教育修了者のボランティアに対し、安全管理委員会の技能研修を2年に1回実施します。チェンソーの使用に関しては、作業計画書を事前に作成し、「使用日時、使用場所、安全管理者、使用者」を記録します。作業前には、危険予知ミーティングを開催し、当日の作業内容を踏まえた安全上の留意すべき事項を具体的に確認し、危機管理を徹底します。

④ 活動団体ボランティアの緑地内作業の届出

ボランティアによる維持管理作業については、事務所内の作業届け出帳に以下の事項を記入し、事務所スタッフの確認の後、作業に入ります。届出事項は「作業を行う団体の名称、日時、責任者（安全管理者）、作業内容、作業人数、報告事項」などとしします。

事故発生時には、作業の安全管理者が所定の事故報告書を公園管理者および安全管理委員会に提出し、再発防止策の検討を行い、関係者に周知します。

⑤ 活動団体との連携強化

広町緑地全体の安全管理を実施する上で、指定管理者と緑地内で活動するボランティア団体が、樹林管理についての管理目標や課題を共有して認識することが重要です。活動団体連絡会等の運営を強化しボランティア団体との連携に努めます。

イ 地域との連携事業（モニタリング7.）

1) 地域住民等との連携

地域住民や活動団体と連携し、よりきめ細やかな広町緑地の管理運営を行います。地域との連携の場として「セグメント別懇話会」の開催を予定します。地域住民等との連携の場については、次の5つに区分し取り組みます。

- A：緑地保全活動に関するボランティア団体等
- B：青少年の環境教育を実践する団体
- C：利用団体
- D：町会・自治会等
- E：地域事業者

表 2-3-8 地域住民や活動団体の区分と連携の計画

団体区分	今後の連携に向けた計画
A：緑地保全活動に関するボランティア団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・「ボランティア説明会・体験会」の改善 ・外部講師を招聘した勉強会開催 ・資格取得、研修・講習などの受講と、その内容の伝達講習の実施によるスタッフやボランティアのスキルアップ ・各団体間の連携支援 ・PDCAの仕組みの着実な実行
B：青少年の環境教育を実践する団体	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども向けの参加促進の検討 ・保護者への認知度向上の取り組み
C：利用団体	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな活動団体募集について検討 ・各団体との連携強化
D：町会・自治会等	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治会役員会での説明会等 ・広町緑地保全活動への参加呼びかけ
E：地域事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者との連携の検討

2) 社会貢献の取り組みについて

障がい者への支援や学童・青少年の受け入れ、教育機関との連携等の社会貢献も都市公園としての重要な役割と理解し、サービスの改善を検討・実施します。

地域との連携の場として「セグメント別懇話会」の開催を予定します。社会貢献の取り組みに関わる連携については、次の5つに区分し取り組みます。

- A：福祉施設との連携（障がい者・高齢者の支援）
- B：小中学校、高校との連携
- C：子育て機関との連携（幼稚園 保育園 自主保育等）
- D：大学・研究機関等との連携
- E：市民団体、NPO 法人との連携

表 2-3-9 社会貢献の取り組み区分と連携の計画

対象区分	課題	今後の連携に向けた計画
A：福祉施設との連携	・農産物提供以外の実績は少なく、ニーズ調査が必要	・近隣施設をリストアップし、ニーズ調査を行う
B：小中学校 高校との連携	・「小中学校向け 学習プログラム」作りの推進	・学校が主体的に取り組める「学習プログラム」の検討
C：子育て機関と連携	・「未就学児向け 学習プログラム」の構築、普及	・不登校児の居場所の受け皿についての検討
D：大学・研究機関等との連携	・調査研究対象としての広町緑地のご紹介の推進	・近隣大学向、研究者向けの共同研究募集案内の作成と配布
E：市民団体、NPO 法人との連携	・鎌倉市 NPO センター以外の連携	・NPO センターと協働した連携拡大

ウ 法令遵守（モニタリング8.）

1) 遵守する法令

「主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とした都市公園」としての都市林の特性を理解しつつ、**都市公園等の管理運営に伴う法令等**（都市公園法・同施行令・同施行規則、鎌倉市都市公園条例・同施行規則、都市公園に関して市が定める要綱・要領等）を把握して、鎌倉市緑の基本計画に則り管理業務を行います。

また、**その他法令の遵守**（地方自治法・同施行令他関係法令、労働基準法、労働安全衛生法他労働関連法令、保守管理施設・設備維持関係法令等）について、運営に関する者が常に意識・遵守しながら業務に従事します。

2) 個人情報保護体制

① 個人情報保護ポリシー制定

市民の会は、「個人情報保護規程」および「市民の会特定個人情報取扱基準」を定めています。これらの規程並びに基準をもとに取得する個人情報の適切な保護と利用に関する「個人情報保護ポリシー」制定し、収集、保有する個人情報に関して適切に対応します。

② 個人情報に関する取り組み

保有する個人情報に関しては、漏洩や毀損、滅失といった問題が発生しないよう、ルールを定め、その周知徹底を図ります。

3) 情報公開体制

市民の会は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業に携わる事業体として、公正かつ透明性を確保する観点から、業務実績等を積極的にホームページ等で公開します。

また、公物管理の指定管理者として、鎌倉市情報公開条例に則り、「情報公開に対する基本方針」及び情報公開について必要な事項を定めた「情報公開規程」を定めています。これらをもとに、適切な情報公開に努めます。

4) 反社会勢力に対する取り組み

鎌倉市暴力団排除条例並びに神奈川県暴力団排除条例を十分に理解・認識し、反社会的勢力が活動できない環境を整え、誰もが安全で安心して利用できる都市公園を目指すと共に、安全で安心なまちづくりを実践します。

5) 情報セキュリティ対策の推進

① 現在実施している情報セキュリティ対策

現在実施している情報セキュリティ対策は以下の通りです。

- a) 情報機器のセキュリティ対策
- b) ソフトウェアの修正プログラムの更新
- c) 複数の情報バックアップ
- d) 持ち運び可能なメディアの取り扱い
- e) クラウドサービス利用上の注意
- f) 業務における SNS 利用上の注意

② 情報セキュリティポリシーの策定

情報セキュリティ対策を適切に推進するため、情報セキュリティポリシーの制定を進めます。

6) 公園利用等に対する取り組み

① 遺失物・拾得物

遺失物・拾得物等については、遺失物法に基づき次のように対応します。

a) 現金・貴重品の場合

拾得後すみやかに所管の警察署(交番)に届け出ます。

b) その他の物品の場合

拾得物リストを作成し、一定期間事務所で保管、管理します。一定期間を過ぎたものについては、法令に則り処理します。

② ペットに関するマナーについての取り組み

これまでの鎌倉広町緑地の活動においても、特に犬の散歩に関するマナー違反でトラブルが起きるケースが多くありました。このことを踏まえ、リードのない犬の散歩を禁止するなどのルールに関する情報について、園内掲示やパンフレット掲載などを行い、啓発を図っています。

また、自然環境保全の観点から、必要に応じ一定のエリア内のペットの持ち込み等について専門家の意見を参考に、禁止区域を設けるなどの対応を行います。

③ その他関係法令

公園での喫煙を防止する「鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例」を遵守し、喫煙者に条例の趣旨を説明して園内禁煙に努め、清潔で安心安全な公園を維持します。

エ 人材育成（モニタリング9.）

1) スタッフ・ボランティア研修実施計画

① スタッフの研修計画

スタッフの研修ニーズを踏まえスキルアップを目指し、毎月開催の「スタッフ会」にて毎回「研修」の時間を設け実施します。また、個人の研修受講も促します。

組織の使命、歴史と背景について学ぶ機会を提供し、組織への適応を図ります。

② ボランティアの研修計画

多様な立場のボランティアに対し、適切な研修の場を設けます。

「救命救急講習」、「消防訓練（防災訓練）」、「安全講習」を行います。

2) スタッフ間の連携強化

① 組織内 SNS（LINE WORKS 等）の活用

組織内メンバーがタイムリーに質問や情報交換を行うと共に、必要な会議室をオンライン上で開催・運営したり、関連する情報をオンライン上で共有したりできるシステムの活用を進めます。

② 定例ミーティングの開催

スタッフミーティングは、毎月第一週に開催を予定します。

③ 知識の蓄積・整理・共有システムの構築

組織内の情報や文書を効果的に管理しアクセス可能にするために、「知識の蓄積・整理・共有のしくみ」を検討します。

オ 新規自主事業の検討（モニタリング3.）

以下の新規自主事業について検討します。

1) 広町緑地散策ガイド（仮称；里山ガイド）の検討

広町緑地を初めて訪れる方、グループで案内の必要な方を対象に、予約制有料で広町緑地内を案内します。

ガイドは、緑地内の地理地形の知識、動植物の知識、応急手当の技能を持つ者が担います。

2) 森林浴体験の検討

広町緑地には樹木に囲まれた小さな平坦地が随所にあります。このような場所を利用し森林浴体験の企画を検討します。講師は森林セラピスト等に依頼します。

3) 企業社員研修の検討

広町緑地を企業の研修場所として活用頂く取り組みを検討します。

4) 大学等研究機関との協働事業の検討

広町緑地を研究対象として研究機関と共同で調査研究を行い、その結果を広町緑地の管理保全に活かす取り組みを検討します。

5) 御所ヶ谷入口広場の有効活用の検討

季節の良い時期の土日を中心に、広町緑地入口広場でカフェの設置を検討します。

6) ビジタースペースの有効活用の検討

管理棟学習室をビジタースペースとして開放し、利用者に広町緑地の自然を知ってもらう場を作ります。事務スペースとの仕切り壁の変更、掲示板の新設など鎌倉市と協議の上行います。掲示物等の作成は、市民の会、活動団体、協力者等の持つ資料を活用します。

7) 小中学校体験活動の検討

広町緑地で展開する小中学校の体験活動の内容を「小中学校向け学習プログラム」としてまとめ、市内小中学校等に提供する活動を推進します。この推進に当たっては、「鎌倉市環境教育アドバイザー制度」を活用します。

8) 不登校児童生徒の居場所づくりの検討

不登校児童生徒への居場所の提供を検討します。園内散策、軽作業、読書などをしてもらい、昼食場所等を提供します。必要な支援について検討します。実施にあたっては、みどり公園課と協議の上決定します。

9) 生態系の豊かさを推進するための諸活動の検討

生態系の豊かさを推進するために必要な緑地の補修、動植物の繁殖環境を改善する工作物の設置などを検討し、実施後報告を致します。

10) 緑地作業員用施設の検討

現在は作業員のための準備休息のための設備は無く、学習スペースを借用しているのが実態です。特に夏の猛暑に対する安全性確保の観点からも適切な環境の作業員用スペースが重要であり検討を進めて参ります。

カ 環境保護の取り組み（モニタリング10.）

1) 緑地管理業務でのごみの減量化、再資源化の推進

- ・草刈りなどの発生材は、園内で積極的に堆肥化を推進します。ただし、種子の散布の恐れがあるもの、生命力の強い外来種などは、従来通り、園外搬出とします。
- ・剪定、枝下し、伐採などによる木材の発生材は、園路補修材、薪材、チップパーによるチップの生産などを通じて再資源化し活用し、発生材の排出量を削減します。
- ・従来「ごみ」として有償にて処分していた発生材等の引き取り希望者を発掘し、排出量とコストを削減します。

2) 管理事務所、緑地保全活動での3Rの推進（減量化、再利用化、再資源化）

スタッフやボランティアへの環境教育を行い、3Rの考え方を普及し、ごみ削減に努めます。

- ・特に、管理事務所所内での使い捨て容器等の使用抑制によるごみ排出量の削減を図ります。
- ・ごみの発生を抑制するように作業内容の見直しを順次進めます。

先ず、マイクロプラスチックが生じやすいビニルシート製土のう袋、質の悪いブルーシートの利用を削減するなどを検討します。

3) 屋外水栓の節水対策

屋外水栓の節水について多面的に検討を行います。

4) 冷暖房温度設定の最適化・起動台数の抑制 照明利用の削減

- ・電力使用量が見える化し、温度設定や起動台数の最適化を検討し、省エネ化を図ります。
- ・学習室内照明、廊下照明、トイレ自動消灯時間の見直し等省エネ化を図ります。

5) エコドライブの推進

エコドライブに関する講習を通じ、スタッフ・ボランティアのエコドライブ推進を図ります。これを通じ、車両利用時の燃料消費量削減を目指します。

§ 3 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

指定管理単独運営の二年次に当たり、特に取り組むべき事業として以下に取り組みます。

1. 指定管理業務運営体制の整備・強化

- ・ 「PDCA 運用マニュアル」を作成、運用します。(2024年度に引き続き)
- ・ 保全活用区分図を踏まえ、活動計画「緑地管理計画(仮)」を作成し、PDCAの基本として運用します。また、運営のしくみとしての「管理運営委員会」およびその下部委員会として「環境保全委員会」の活動を定着させます。

2. 事務局運営体制の整備・強化

- ・ 新スタッフ4名を含む総勢16名(内運営13名、緑地5名(内2名は運営兼任))により、2025年度の運営を行います。この運営体制の整備と強化を推進します。スタッフミーティングの定例化、業務用SNSの効果的運用、担当理事制による事務局と理事会の連携強化を進め法人全体の運営を改善します。

3. 経営基盤の安定化

① 会員・ボランティア募集活動の強化

会員・ボランティアの高齢化に対応し、持続的な活動継続の出来る団体となるための会員・ボランティアの募集活動を積極的に行います。このための一環としてホームページのリニューアルを行います。

② 寄付金募集活動(遺贈含む)の強化

寄付金募集活動を積極的に行います。関連するリーフレット制作を予定します。地域の団体と協力し推進します。

合わせて賛助会員募集活動を積極的に行います。賛助会員による広町応援のロゴ使用、ホームページへの応援者ロゴの掲示等を検討します。

4. 規程類の全面見直し

- ・ 業務のシンプル化による効率化を目指し、規程類の全面見直しを行います。

以上

鎌倉広町の森市民の会 2025年度 役員名簿

		氏名	役割
1	理事	甘粕 さつき	副理事長
2	理事	鵜川 幹	
3	理事	大田 真人	
4	理事	粕谷 史朗	
5	理事	上村 文次	
6	理事	小坂 泰子	
7	理事	酒井 房次郎	
8	理事	柴田 信之	
9	理事	滝沢 亮	理事長
10	理事	西田 哲治	
11	理事	平岩 由夫	副理事長
12	理事	望月 高明	常任理事 事務局長補佐
13	理事	森田 邦彦	
14	理事	渡邊 敦	常任理事 事務局長
15	理事	渡邊 敬大	
1	監事	佐屋 利明	
2	監事	山田 正夫	

※50音順

2025年4月1日現在

法人名：認定NPO法人鎌倉広町の森市民の会

活動予算書(案)

2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額			摘要
	① 2025年度	② 2024年度 (実績)	③ 増減 (①-②)	
I 経常収益				
1. 受取会費				
受取会費	750,000	761,500	▲ 11,500	
2. 受取寄附金				
受取寄附金	250,000	1,321,637	▲ 1,071,637	
基金繰入	1,022,924	0	1,022,924	前年度のみなし寄付金1,022,924
3. 受取助成金等				
受取助成金等	120,000	120,000	0	
4. 事業収益				
自主事業収益	550,000	547,300	2,700	収穫祭収益、イベント参加費
物販売上高	10,000	44,350	▲ 34,350	ポストカード、バードコール
指定管理料収入	28,684,600	28,684,600	0	
5. その他収益				
受取手数料	60,000	15,702	44,298	自販機売上
講師等事業収入	60,000	63,000	▲ 3,000	環境アドバイザー等
経常収益計	31,507,524	31,558,089	▲ 50,565	
II 経常費用				
1. 事業費				
(1)人件費				
給料手当	14,045,375	13,573,106	472,269	15人
通勤費	894,753	754,581	140,172	
法定福利費	181,584	48,622	132,962	労災保険(6万/年)、健康保険(8,517/月)、雇用保険(1,615/月)
人件費計	15,121,712	14,376,309	745,403	105%
(2)その他経費				
ボランティア活動費	1,440,000	1,324,573	115,427	109%
5つの会	1,150,000	1,067,188	82,812	108%
収穫祭	215,000	202,702	12,298	106%
その他イベント	75,000	54,683	20,317	一般参加の探偵団イベント活動費含む
減価償却費	0	474,650	▲ 474,650	
福利厚生費	261,000	24,860	236,140	健康診断補助(1.5万円*15人)、スタッフ菓子・飲料(3,000/月)
業務委託費	5,450,000	4,963,614	486,386	110%
緑地管理	3,500,000	3,089,951	410,049	113%
施設管理	1,450,000	1,408,460	41,540	103%
運営管理	500,000	465,203	34,797	HP制作費(28万円)、ITコンサルタント(1万円/月)、自然観察報告集編集(5万円)、マップ改訂(5万円)
謝金	350,000	93,550	256,450	アドバイザーボード含む
印刷製本費	721,000	872,110	▲ 151,110	ひろまちだより(6.5万円*4)、花ごよみ(1.2万円*3)、リーフレット(1万円*3)、広町からの風(6.5万円*4)、自然観察報告集(13.5万円)
会議費	30,000	25,647	4,353	
旅費交通費	50,000	47,982	2,018	
車両費	200,000	20,683	179,317	車検15万円含む
消耗品費	1,250,000	1,450,565	▲ 200,565	86%
緑地管理	500,000	453,047	46,953	110%
維持管理	100,000	220,898	▲ 120,898	45%
運営管理	650,000	776,620	▲ 126,620	84%
修繕費	500,000	570,843	▲ 70,843	
水道光熱費	437,133	416,317	20,816	105%
租税公課	1,334,755	1,540,000	▲ 205,245	
研修費	100,000	103,290	▲ 3,290	
支払手数料	60,000	54,665	5,335	
支払寄付金	0	1,022,924	▲ 1,022,924	
雑費	10,000	8,040	1,960	
支払保険料	435,000	413,490	21,510	105%
通信費	600,000	662,980	▲ 62,980	
支払報酬	264,000	264,000	0	
図書教育費	50,000	37,312	12,688	
燃料費	80,000	68,672	11,328	116%
活動費	0	78,398	▲ 78,398	
期首棚卸高	0	29,120	▲ 29,120	
その他経費計	13,622,888	14,568,285	▲ 945,397	
事業費計	28,744,600	28,944,594	▲ 199,994	0
2. 管理費				
(1)人件費				
給料手当	697,924	629,501	68,423	
通勤費	0	33,600	▲ 33,600	
人件費計	697,924	663,101	34,823	105%
(2)その他経費				
業務委託費	730,000	16,500	713,500	伐木費用(48万円)、花図鑑制作・編集(25万円)
印刷製本費	260,000	52,685	207,315	封筒印刷等(6万円)、花図鑑印刷費(20万円)
諸会費	13,000	13,000	0	トラスト財団会費(1万円)、鎌倉市市民活動センター賛助会費(3千円)
租税公課	6,000	6,000	0	軽トラ自動車税
支払手数料	3,000	3,140	▲ 140	
雑費	3,000	2,829	171	
通信費	400,000	349,811	50,189	会報並びに総会郵送費用(33万円)、探偵団(7万円)
図書教育費	0	0	0	
消耗品費	20,000	0	20,000	探偵団
修繕費	100,000	0	100,000	軽トラ荷台修理
会議費	30,000	0	30,000	
活動費	55,000	0	55,000	探偵団
旅費交通費	5,000	0	5,000	探偵団
謝金	100,000	0	100,000	1,000円*100人 EEチーム謝金
寄付金	10,000	0	10,000	
諸経費	10,000	0	10,000	
減価償却費	250,000	0	250,000	耕運機
その他経費計	1,995,000	443,965	1,551,035	
管理費計	2,692,924	1,107,066	1,585,858	
経常費用計	31,437,524	30,051,660	1,385,864	
当期経常増減額	70,000	1,506,429	▲ 1,436,429	
III 経常外収益				
受取利息	0	4,127	▲ 4,127	
雑収入	0	40,900	▲ 40,900	
経常外収益計	0	45,027	▲ 45,027	
税引前当期正味財産増減額	70,000	1,551,456	▲ 1,481,456	
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	0	
当期正味財産増減額	0	1,481,456	▲ 1,481,456	
前期繰越正味財産額	5,351,633	3,870,177	1,481,456	
次期繰越正味財産額	4,328,709	5,351,633	▲ 1,022,924	基金繰入分相殺

法人名：認定NPO法人 鎌倉広町の森市民の会

2025年度 事業別活動予算書(案)

2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位：円)

科目	収益事業			非収益事業			総合計
	指定管理事業	その他事業	収益事業合計	探偵団事業	管理部門	非収益事業合計	
I 経常収益							
1. 受取会費	0	0	0		750,000	750,000	750,000
2. 受取寄附金	0	0	0	0	1,272,924	1,272,924	1,272,924
3. 受取助成金等	0	0	0	120,000	0	120,000	120,000
4. 事業収益	28,684,600	10,000	28,694,600	0	550,000	550,000	29,244,600
5. その他収益	60,000	60,000	120,000	0	0	0	120,000
経常収益計	28,744,600	70,000	28,814,600	120,000	2,572,924	2,692,924	31,507,524
II 経常費用							
(1)人件費							
給料手当	14,045,375	0	14,045,375	0	697,924	697,924	14,743,299
通勤費	894,753	0	894,753	0	0	0	894,753
法定福利費	181,584	0	181,584	0	0	0	181,584
人件費計	15,121,712	0	15,121,712	0	697,924	697,924	15,819,636
(2)その他経費							
ボランティア活動費	1,440,000	0	1,440,000	0	0	0	1,440,000
福利厚生費	261,000	0	261,000	0	0	0	261,000
会議費	30,000	0	30,000	0	30,000	30,000	60,000
旅費交通費	50,000	0	50,000	5,000	0	5,000	55,000
通信費	600,000	0	600,000	70,000	330,000	400,000	1,000,000
消耗品費	1,250,000	0	1,250,000	20,000		20,000	1,270,000
修繕費	500,000	0	500,000	0	100,000	100,000	600,000
水道光熱費	437,133	0	437,133	0	0	0	437,133
諸会費		0	0	0	13,000	13,000	13,000
支払手数料	60,000	0	60,000	0	3,000	3,000	63,000
車両費	200,000	0	200,000	0	0	0	200,000
租税公課	1,334,755	0	1,334,755	0	6,000	6,000	1,340,755
減価償却費	0	0	0	0	250,000	250,000	250,000
雑費	10,000	0	10,000	0	3,000	3,000	13,000
研修費	100,000	0	100,000	0	0	0	100,000
燃料費	80,000	0	80,000	0	0	0	80,000
業務委託費	5,450,000	0	5,450,000	0	730,000	730,000	6,180,000
謝金	350,000	0	350,000	0	100,000	100,000	450,000
印刷製本費	721,000	0	721,000	0	260,000	260,000	981,000
支払寄付金	0	0	0	0	10,000	10,000	10,000
支払保険料	435,000	0	435,000	0	0	0	435,000
支払報酬	264,000	0	264,000	0	0	0	264,000
図書教育費	50,000	0	50,000	0	0	0	50,000
活動費	0	0	0	55,000	0	55,000	55,000
諸経費	0	0	0	0	10,000	10,000	10,000
期首棚卸高	0	0	0	0	0	0	0
その他経費計	13,622,888	0	13,622,888	150,000	1,845,000	1,995,000	15,617,888
経常費用計	28,744,600	0	28,744,600	150,000	2,542,924	2,692,924	31,437,524
当期経常増減額	0	70,000	70,000	▲ 30,000	30,000	0	70,000

第5号議案 定款変更について

【変更の目的】

- 1 役員（理事・監事）の任期の始期及び終期について、定款に明記されていなかったため、これを明確にする。
- 2 なお、この議案でお諮りする定款変更案は、所轄庁への認証申請事項となっています。

【変更の概要】

事実上、従来の役員の任期の始期は7月1日で、終期は6月30日（任期は2年間）であったものを、役員の改選が行われる総会を起点とし、新任・重任の役員の始期は当該総会の翌日で、その終期は役員就任後2事業年度が終了した後に開かれる総会の当日まで。

【定款変更案】

新	旧
<p>（任期）</p> <p>第16条 役員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし理事長の任期は最長2期までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、<u>就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</u></p> <p>3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または 現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p>	<p>（任期等）</p> <p>第16条 役員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし理事長の任期は最長2期までとする。</p> <p>2 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または 現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p>

第5号議案 定款変更について

【変更の目的】

- 1 現行の3種類の会員については、その相違が明確でなく、会員の勧誘にあたってわかりやすくするために正会員とサポート会員の2種類とする。
- 2 なお、この議案でお諮りする定款変更案は、所轄庁への届出事項となっています。

【変更の概要】

現在、3種類ある会員を正会員及びサポート会員の2種類とし、両者の相違は総会での表決権の有無のみとする

なお、定款作成の実務上、定款には誰がいわゆる社員（表決権を持つ者）であるかを定めればよいとされている。

また、正会員以外の会員については、今後は理事会で決めていくこととなる。

【定款変更案】

新	旧
<p>(種別)</p> <p>第6条 この法人の会員は、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。</p> <p>(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体で、総会において表決権を有するもの。</p> <p>(2) <u>その他の会員</u> <u>理事会において別に定めた規則によって社員以外の会員を置くことができる。</u></p>	<p>(種別)</p> <p>第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。</p> <p>(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体で、総会において表決権を有するもの。</p> <p>(2) 普通会員 この法人の目的に賛同し、事業の推進に参加するために入会した個人および団体で、総会において表決権を有しないもの。</p> <p>(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人および団体で、表決権を有しないもの。</p>

第6号議案 会員細則について

先の定款変更により、従来の普通会員はサポート会員と言う名称に変更になるが、その内実は変わらないものの、その定義や会費などについては改めて会員細則を定めて決めることが必要となる。

さらに、定款第181条には、「会員は、総会において別に定める会費を納入するもの」とされており、本件細則案の第121条については総会の承認が必要とされるため、この細則を制定する。

(案)

特定非営利活動法人 鎌倉広町の森市民の会 会員細則

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人鎌倉広町の森市民の会（以下、「市民の会」という）の定款第3章について必要な事項を定める。

(会員の定義)

第2条 正会員とは、この法人の目的に賛同して入会した個人および団体で、総会において表決権を有するものとする。

2 定款第6条第2項の「その他の会員」としてサポート会員を新設する。サポート会員とは、この法人の目的に賛同して入会した個人および団体で、総会において表決権を有しないものとする。

(会費)

第3条 会費は次のように定める。

- | | | | |
|------------|----|----|------------|
| (1) 正会員 | 個人 | 会費 | 3,000 円/年 |
| | 団体 | 会費 | 10,000 円/年 |
| (2) サポート会員 | 個人 | 会費 | 1,000 円/年 |
| | 団体 | 会費 | 5,000 円/年 |

(納付)

第4条 会費の納付は、年度初めに全会員に対し入金状況一覧と郵便振替票を送付することで請求される。会員は郵便振替票または現金によって、できるだけ速やかに納付する。

(年度途中の新入会員の会費について)

第5条 新しく正会員に申し出た者、サポート会員からの変更者について、その年度の総会の前日までに正会員になった場合はその年度の会費を納入しなければならない。総会以降に正会員に申し出があった場合は会費の納入をもって正会員となる。

2 新しくサポート会員に申し出があった場合、会費の納入をもってサポート会員となる。

(変更者の会費の扱い)

第6条 正会員からサポート会員に変更した場合、総会の前日までの申し出はサポート会員会費の納入で認められる。総会後の申し出は翌年度から認められる。

(会員細則の変更)

第7条 市民の会は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本細則を変更することができる。

付則

1 2018年9月1日制定の鎌倉広町の森市民の会会費細則は廃止する

2 従来の普通会員は、本細則第2条に定めるサポート会員となり、その扱いは従前のおりとする。

3 この細則は2025年5月25日から施行する。